

第十一条の七第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「第六条第一号」を「第六条」に、「同条に規定する認定計画のうち政令で定めるもの」を「同法第四条第一項の認定を受けた同項に規定する商店街整備計画」に改める。

第十一条の八第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「百分の十一」を「百分の十」に、「百分の六」を「百分の五」に改める。

第十二条第一項の表の第一号中「百分の十一」を「百分の十」に改め、同表の第二号中「百分の十一」を「百分の十」に、「百分の七」を「百分の六」に改める。

第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第三項並びに第十三条第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十三条の二の見出しを「（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、適用年の十二月三十一日（当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合には、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは

廃止した日。以下この項において同じ。）において平成十四年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に沖縄振興特別措置法第六十七条第一項に規定する経営基盤強化計画に係る同項の承認を受けた同項に規定する指定中小企業者に該当し、かつ、当該適用年において同項に規定する指定業種に属する事業で当該経営基盤強化計画に係るものを作として當む場合として政令で定める場合に該当する場合は、当該適用年の十二月三十一日において当該個人の有する機械及び装置並びに工場用の建物その他の政令で定める建物及びその附屬設備（以下この条において「機械設備等」という。）の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその百分の二十七に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十三条の二第二項中「同項各号」を「同項」に改める。

第十三条の三第一項中「第二号に定める資産である場合には百分の三十とし、」を削り、「百分の十
一とする。」を「百分の十二」に改め、同項第一号及び第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成

十九年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「百分の百二十一」を「百分の百十五」に、「百分の百二十八」を「百分の百二十」に改め、同条第二項及び第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第十四条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「次項第三号」を「次項第二号又は第三号」に改め、同条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に基づいて行われる同法第六十三条第一項に規定する都市再生整備事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）により整備される建築物で政令で定めるもの

第十四条の二第二項第五号中「貯留する」を「貯留し、又は浸透する」に改める。

第十五条第一項中「提出する個人」を「提出する個人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第 号）第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規

定する確認を受けたもの」に改め、「もの」の下に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。」を加える。

第十六条から第十八条までを次のように改める。

第十六条から第十八条まで 削除

第十九条第一号中「第十条の二」の下に「から第十条の六まで、第十二条」を加える。

第二十条の二第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第二十条の五を削る。

第二十五条第一項中「平成十七年」を「平成二十年」に改める。

第二十六条第二項第一号中「身体障害者福祉法」及び「育成医療の給付」を削り、同項に次の一号を加える。

六 障害者自立支援法（平成十七年法律第 号）の規定によつて自立支援医療費を支給することと

される支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る

当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

第二十七条の次に次の一条を加える。

(有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業所得等の所得計算の特例)

第二十七条の二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第 号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約（以下この条において「組合契約」という。）を締結している組合員である個人が、各年において、当該組合契約に基づいて営まれる事業（以下この条において「組合事業」という。）から生ずる不動産所得、事業所得又は山林所得を有する場合において当該組合事業によるこれら の所得の損失の金額として政令で定める金額があるときは、当該損失の金額のうち当該組合事業に係る当該個人の出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額に相当する金額は、その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

2 組合契約を締結している組合員である個人で確定申告書を提出するものは、確定申告書に当該個人の前項に規定する出資の価額を基礎として計算した金額に関する事項その他の財務省令で定める事項を記

載した書類を添付しなければならない。ただし、当該添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該書類の提出があつたときは、この限りでない。

3 組合契約を締結している組合員である個人は、前項の確定申告書を提出する場合を除き、財務省令で定めるところにより、その年中の組合事業による不動産所得、事業所得又は山林所得に係る同項の書類を、その年の翌年三月十五日までに、税務署長に提出しなければならない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十八条第一項第三号中「本州四国連絡橋公團」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第三十条の二第一項中「平成十七年」を「平成十九年」に改める。

第三十一条の二第二項第二号中「第六号」の下に「若しくは第七号」を加え、同項第十五号中「第六号、第七号、第十号」を「第六号から第八号まで、第十一号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第六号、第七号、第十号」を「第六号から第八号まで、第十一号」に改め、同号を同項第十五

号とし、同項第十三号中「又は第十号」を「第七号若しくは第十一号」に改め、「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「又は第十号」を「第七号又は第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「又は第六号」を「第六号若しくは第七号」に改め、「掲げる譲渡」の下に「又は政令で定める土地等の譲渡」を加え、同号口中「若しくは第十四条第一項若しくは第三項」を「第十四条第一項若しくは第三項若しくは第五十一条の二第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「前二号」を「第六号から前号まで」に、「第十一号から第十五号まで」を「第十三号から第十六号まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「前二号、第十号又は第十二号から第十五号まで」を「前二号、第十一号又は第十三号から第十六号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業（当該認定整備事業計画に定められた建築物（その建築面積が財務省令で定める面積以上であるものに限る。）の建築がされること、その事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上

であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）の同法第六十五条に規定する認定整備事業者（当該認定整備事業計画に定めるところにより当該認定整備事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生整備事業の用に供されるもの（第三号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第三項中「前項第十号から第十五号まで」を「前項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第五項中「第二項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」を「第二項第十一号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号」に、「第二項第十号から第十五号まで」を「第二項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第七項中「第二項第十号から第十五号まで」を「第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

第三十三条第一項第三号中「取得するとき」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を加える。

第三十四条の二第二項第一号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第二号中「公営住宅法」を

「又は公営住宅法」に改め、「又は地方公共団体が住宅若しくは生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で政令で定めるものの用に供するため買い取られる場合」を削り、同項第十七号を削り、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 地方公共団体又は景観法（平成十六年法律第二百十号）第九十二条第一項に規定する景觀整備機構（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第八条第一項に規定する景觀計画に定められた同条第二項第五号口に規定する景觀重要公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該景觀整備機構により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該景觀計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号、第三十三条の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第二号、第四号若しくは前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第三十四条の二第二項第十八号を削り、同項第十九号を同項第十八号とし、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号中「取得するとき」の下に「（政令で定める場合に該当する場合を除く。）」を

加え、同号を同項第二十号とし、同項第一十一号を同項第二十一号とし、同項第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第十四号まで、第十七号から第十九号まで又は第二十二号」を「第十五号まで、第十八号又は第二十一号」に改める。

第三十四条の三第二項第一号及び第二号中「前条第二項第二十五号」を「前条第二項第二十四号」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第二十五号」を「第二十四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地等（農業經營基盤強化促進法第六条第二項第五号イに規定する要活用農地で同法第二十七条の二第一項の規定による通知に係るものに限る。）を農業經營基盤強化促進法第二十七条の三第一項に規定する勧告に係る協議により同条第二項に規定する特定農業法人で当該勧告を行つた市町村の長が同項の規定により当該協議を行う者として定めたものに譲渡した場合（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第三十七条の九の二第一項中「個人が、民間都市開発の推進に関する特別措置法」の下に「（昭和六十

二年法律第六十二号)」を加え、「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十第一項中「次項、次条、第三十七条の十一の二」を「次条から第三十七条の十一の二まで」に、「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に、「及び次条」を「及び第三十七条の十一」に、「第七項第五号」を「第六項第五号」に改め、同項第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項第五号中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項第五号中「証券取引所」の下に「(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。第三十七条の十一第一項において同じ。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項第六号」を「第二項第六号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第三十七条の十の次に次の一条を加える。

(特定管理株式が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十七条の十の二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者について、その有する特定管理株式
(当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の開設する特定口座(第三十七条の十一の二第三

項第一号に規定する特定口座をいう。以下この項において同じ。）に係る同条第一項に規定する特定口座内保管上場株式等が上場株式等（次条第一項に規定する上場株式等をいう。以下この項において同じ。）に該当しないこととなつた内国法人の株式につき、当該上場株式等に該当しないこととなつた日以後引き続き当該特定口座を開設する証券業者等（同号に規定する証券業者等をいう。）に開設される特定管理口座（当該特定口座内保管上場株式等が上場株式等に該当しないこととなつた内国法人の株式につき当該特定口座から移管により保管の委託がされることその他の財務省令で定める要件を満たす口座をいう。以下この条において同じ。）において保管の委託がされている当該内国法人の株式をいう。以下この条において同じ。）が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 当該特定管理株式を発行した株式会社が解散（合併による解散を除く。）をし、その清算が結了したこと。

二 前号に掲げる事実に類する事実として政令で定めるもの

2 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、特定管理口座（その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条から第三十七条の十一の五まで、第三十七条の十二の二、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三において同じ。）をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等（前条第二項に規定する株式等をいう。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第一項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する損失の金額として政令で定める金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書

の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5 第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十一第一項中「前条第三項」を「第三十七条の十第一項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「投資口の払戻し」を「同条第二十一項に規定する投資口の払戻し」に、「投資口に係る」を「同項に規定する投資口に係る」に、「投資口に限る」を「同法第二条第二十一項に規定する投資口に限る」に改め、「(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条から第三十七条の十一の五まで、第三十七条の十二の二、第三十七条の十三の二及び第三十七条の十三の三において同じ。)」を削り、「前条第一項前段」を「第三十七条の十第一項前段」に改め、「及び次項」を削り、「(第五項)」を「(第三項)」に改め、同項第一号中「証券業者」の下に「(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律第二条第一号に規定する外国証券会社をいう。以下この条及び第三十七条の十一の三第三項第一号において同じ。)」を加え、同項第三号中「登録金融機関」の下に「日本郵

政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第八条第一項に規定する登録郵政公社」を加え、同項第四号中「前条第四項各号又は第五項」を「第三十七条の十第三項各号又は第四項」に改め、同項第二項を削り、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前条第七項」を「第三十七条の十第六項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十七条の十一の二第二項第三号中「第三十七条の十第四項第一号」を「第三十七条の十第三項第一号」に改める。

第三十七条の十一の三第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に改め、同条第三項第一号中「又は登録金融機関」を「登録金融機関」に、「（以下この条及び次条において「証券業者等」という）を「又は登録郵政公社（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第八条第一項に規定する登録郵政公社をいう。）（以下この条及び次条において「証券業者等」と総称する）に、「国内にあるものに限る」を「国内にある営業所又は事務所（郵便局を含む。）をいう」に改め、同条第八項中「記録した」の下に「光ディスク、」を

加え、「磁気テープ等」を「光ディスク等」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に改める。

第三十七条の十二第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に、「第三十七条の十第七項第五号」を「第三十七条の十第六項第五号」に改め、同条第四項中「第三十七条の十第四項及び第七項」を「第三十七条の十第三項及び第六項」に、「同条第七項第二号」を「同条第六項第三号」に改める。

第三十七条の十二の二第四項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に、「前条第一項前段」を「第三十七条の十第一項前段」に改める。

第三十七条の十三第一項第一号中「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第七条に規定する特定新規中小企業者」に改め、同項第三号中「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十一第一項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 内国法人のうち、地域再生法（平成十七年法律第 号）第八条第一項に規定する認定地域再生

計画に記載されている同法第五条第三項第一号に規定する事業を行う同法第十二条第一項に規定する特定地域再生事業会社であつて、中小企業者に該当するものとして財務省令で定める株式会社 当該株式会社により発行される株式

第三十七条の十三の二第一項中「第三十七条の十第二項に規定する上場等の日」を「上場等の日（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所に上場された日その他の政令で定める日をいう。）」に改める。

第三十七条の十三の三第一項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「第三項及び第五項」を「次項及び第四項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十第二項」を「前条第一項」に改め、同項第二号中「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十一第一項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第三十七条の十四の二第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十一第一項第一号」に改め、同項第三号中「第三十七

条の十第四項各号又は第五項」を「第三十七条の十第三項各号又は第四項」に改める。

第三十七条の十五第一項第一号中「第三十七条の十第三項第三号」を「第三十七条の十第二項第三号」に改める。

第二章第四節の二の節名を次のように改める。

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一章第四節の二中第四十条の四の前に次の款名を付する。

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第四十条の四第一項中「もの（以下この節）を「もの（以下この款）に、「事業年度において」を「事業年度（第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）において」に、「（その）を「に対応するものとしてその」に、「を発行する法人に対しその」を「の請求権」に、「権利のない株式等又は実質的に当該権利がないと認められる株式等（以下この項及び次項において「請求権のない株式等」という。）に係るものを除く。以下この項において同じ。）に対応するものとして「を「権利をいう。以下の項において同じ。）の内容を勘案して」に、「金額（以下この節）を「金額

（次条）に改め、同項第一号中「間接保有の株式等」の下に「（請求権のない株式等又は実質的に請求権がないと認められる株式等（以下この号及び次項において「請求権のない株式等」という。）に係るもの）を除く。次号において同じ。」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額（その有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者及び内国法人並びに居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関係のある非居住者（以下この号において「特殊関係非居住者」という。）が有し、並びに特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等の合計数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイからハまでに掲げる法人である場合には、当該割合とそれ、それイからハまでに定める割合のいずれが多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）その発行済株式の総数又は出資金額（議決権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の

信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式等に係るものを除く。）の合計数又は合計額の占める割合

口　請求権のない株式等を発行している法人（ハに掲げる法人を除く。）　その発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国法人が有する自己の株式等を除く。）のうちに居住者、内国法人及び特殊関係非居住者が有し、並びに特定信託の受託者である法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等に係るものと除く。）の合計数又は合計額の占める割合

ハ　議決権のない株式等及び請求権のない株式等を発行している法人　イ又は口に定める割合のいずれが多い割合

第四十条の四第二項第三号中「五年」を「七年」に改め、同項第三号中「他の外国法人」を「他の外国法人又は第四十条の七第二項第一号に規定する外国信託」に、「総数」を「合計数」に改め、同項第四号中「場合」を「もの」に改め、同条第五項中「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項各号列記以外の部分を次